

江端 智一 様

2016年5月27日

決定書のご送付について

住 所

氏 名

または

名 称

江端 智一

殿

株式会社三井住友銀行
総務部 金融犯罪対応室



貴殿より、以下の公告番号について申請のあった被害回復分配金の支払に関して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下、「法」といいます。）第13条にもとづく支払該当者決定を行いましたので、法第14条第1項にもとづき別添のとおり決定書をご送付申しあげます。

公告番号

号

なわ、決定した犯罪被害額にもとづき算出した被害回復分配金の額は、

金 3,712 円

となりますので、あわせてお知らせいたします。

(算式)

(70,450 円) × (7,680 円) (貴殿の犯罪被害額)
(145,732 円) (総被害額)

(消滅預金等債権の額)

※算出した額に1円未満の端数がある場合には切り捨てとなります(法第16条第2項)。

別紙様式第二号(第22条関係)

決 定 書

株式会社三井住友銀行 総務部 金融犯罪対応室			
公 告 番 号		号	
申請人 江端 智一 に係る被害回復分配金の申請について次のとおり決定する。			
申 請 人	氏名又は名称	江端 智一	
	住 所		
	法人等の 代表者又は 管理人	氏 名	—
		住 所	—
代 理 人	氏名又は名称	—	
	住 所	—	
決定年月日		2016年5月27日	
決 定 結 果	☒ 申請人は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当する。		
	申請人に対する犯罪被害額は次のとおりとする。		
	犯罪被害額 金 7,680 円		
	☐ 申請人は、被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当しない。		
	決定理由	申請人を、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 第八条(被害回復分配金の支払)の対象被害者と認め、同法 第九条(被害回復分配金の支払を受けることができない者)に該当しないものと認めるため。	

(記載上の注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。